

経営発達支援事業の目標

〈地域の現状と課題〉

福生市は、都心から西へ約 40 kmに位置し、東には、米軍横田基地が立地している。横田基地を除いた行政面積は、約 6.92 k m²とコンパクトな街である。

西多摩の玄関口として明治から JR 福生駅近くに個人商店を中心とした小売業が集積し、昭和の半ばにかけて周辺地域から消費者が流入する商業地域として栄えた。

しかし、昭和の後半に入り、モータリゼーションの発達や核家族化、周辺地域への大型商業施設の出店など、社会情勢の変化により商業地域としての相対的な地位の低下により売上が減少し、特に小売店や飲食業などで廃業する事業者が顕在されるようになり、少しずつではあるが、空き店舗が目立ち始めている。

このように衰退気味の現況ではあるが、平成 24 年度の経済センサス基礎調査によると福生市内の総事業所数 2,079 のうち商業（卸・小売業、サービス業）が 1,581 と全体の約 76%となっており依然として産業の中心業種である。事業者の事業規模としては、5 人未満の小規模事業者数が 974（61.6%）となっている。

製造業に関しては、平成 24 年度の経済センサス基礎調査によると 112 事業所となっている。大規模な工業団地も無いため事業規模としては、20 人未満の小規模事業者数が 95（84.8%）と大半を占めている。小規模事業者の事業内容としては部品の製造が多く、オリジナリティーは低い。発注者のニーズを掴み、クイック対応や小ロット品の請負などで事業を継続して凌いでいるが、受注単価の引き下げや同業他社との競争などにより売上・利益ともに減少しているのが現状である。

建設業に関しては、平成 24 年度の経済センサス基礎調査によると 184 事業所となっている。2002 年 7 月から地場のゼネコンは無く、20 人未満の小規模事業者数が 179（97.2%）と、ほとんどを占めている。小規模事業者の多くが住宅建築関連の事業者であり、在来工法の元請工務店と下請けの職別工事業者や設備工事業者の関係が多い。

かつては、地元の新築住宅の受注は地元の工務店で請負・施工していたが、近年では大手ナショナルメーカーなどの進出が顕著であり、地元工務店の新築住宅の受注は大幅に減少しており、付随する職別工事事業者等も売上・利益の減少などにより厳しい経営環境に置かれている。

事業所数の推移を見ると平成 13 年事業所統計調査、平成 24 年経済センサス基礎調査によると事業所総数は、2,440 事業所から 2,079 事業所と 14.8%の減少となっている。その主な原因としては、1,558 事業所から 1,255 事業所と 19.4%の大幅な減少となった 5 人未満の事業所が挙げられる。地域経済活性化の課題として、かつて、地域のにぎわいの中心的役割を担った 5 人未満の小規模事業者の減少に歯止めをかけることが課題となっている。

年別従業者規模別事業所（平成 13 年事業所統計調査、平成 24 年経済センサス）

	総数	5 人未満	5～9 人	10～19 人	20～29 人	30～49 人	50 人以上
平成 13 年	2,440	1,558	441	231	97	63	50
平成 24 年	2,079	1,255	421	231	73	60	39

※出向・派遣従業者のみの事業所は対象外とする（平成 13 年、平成 24 年）

〈福生市商工会の役割と支援方針〉

このような地域の状況や課題の中、当会では、地域経済の活性化のためには、小規模事業者支援が不可欠と考え、Fの店推進事業（平成14年の創立40周年記念事業として福生市商工業活性化プランの懸賞論文を公募し、お客様目線を大切に考える事業所を応援する“FUSSA PAPER”という無料情報マガジンの年1回の発行や月2回メールマガジンの配信などを行う事業）を実施しており、現在の62加盟事業所から100事業所の加盟を目指している。また、東京都の補助事業であるシナジースキーム事業で展開した職人氣質やこだわり＝“Craftmanship”を持つ小規模事業者を紹介した冊子「FussaCraft」を平成21年度から平成23年度まで、建設業・製造業編、サービス業編、小売・飲食業編と業種別に発行し、地域住民に対して小規模事業者の持つ技術力や魅力の情報発信を行った。さらに、平成22年度には地域資源∞全国展開プロジェクト補助金を活用し、代表的な地場産業であるハムメーカー2社が製造したソーセージを使ったご当地グルメ“福生ドッグ”を開発した。福生市には国道16号線が通っていることから、ソーセージの長さを16cm、太さを23mm（ふっさに困む）にするこだわりを持たせた。現在、市内の飲食業者など10事業所が提供し、NHK「あさイチ」をはじめとする情報番組や雑誌等にも取り上げられた。これらの事業を通じ継続的に小規模事業者の支援を行ってきた。

しかし、従来型の情報発信等の支援だけでは、小規模事業者の持続的発展には限界があると考え、小規模事業者自らが策定した事業計画に基づき経営できるようにすることを当会の中長期的な振興方針とする。

その実現のためには、これまで事業計画書の作成とは縁が遠かった小規模事業者に対し、事業計画書に基づく経営の重要性を認識してもらい、事業計画書の策定や実施を通じて事業所の強みを知り、機会を捉え、新商品の開発や新しい販路の開拓、経営力の向上を支援する。また、創業や第2創業、事業承継についても事業計画書の策定や実施を通じて支援を実施し、新たな産業の創出や地域を支える企業の増加や雇用の増加を図り、地域経済の活性化に寄与する。

小規模事業者の支援にあたっては、東京都、福生市などの行政機関や東京都商工会連合会、中小企業基盤整備機構、東京都よろず支援拠点、地域金融機関などの支援機関と連携し、支援体制を強化しながら小規模事業者の持続的発展による地域経済の活性化を推進し、「福生市総合計画」の商工業施策のテーマである〈活力とにぎわいのあるまちづくり〉と調和した取り組みを実施する。

※〈活力とにぎわいのあるまちづくり〉では、商工会と連携して、消費者ニーズを考慮した商店経営への支援、PRや人材の育成を支援し、地域商業の活性化と新たなビジネスを生み出す人材の育成や事業活動等の誘導を進めるとともに、商工業と他の産業との連携による地域産業の活性化を目指している。

〈経営発達支援事業実施の目標〉

地域の小規模事業者の減少という課題解決のためには、事業計画書策定による事業実施が重要と捉え、小規模事業者支援を強化し、経営環境の変化への対応や経営力の向上、新たな販路開拓などにより売上や利益を確保することで小規模事業者の持続的発展に寄与し、雇用の維持・創出を図る。

また、創業や第2創業、事業承継の支援を行い、地域の将来を担う小規模事業者を育成することで地域内の小規模事業者数の維持や新たな産業の創出を図る。

経営発達支援事業を推進し、地域経済の持続的発展に寄与することを目標とする。

数値目標としては、平成 13 年から平成 24 年の間の小規模事業者の減少が 361 事業所であり、年平均約 30 事業所が減少しているため、経営発達計画は、5 年間の計画で実施するので、事業計画書の策定 100 事業所、創業者数 50 事業所の合計 150 事業所の支援を目標とし、小規模事業者の減少に歯止めをかける。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

(1) 経営発達支援事業の実施期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

〈経営発達支援事業にて活用する施策の説明〉

・「経営課題解決支援事業」

東京都の補助事業で企業診断を実施する事業。診断を希望する事業所から経営力向上チェックシートという経営状況に関するアンケート用紙を回収し、経営指導員と中小企業診断士がペアとなって事業所を訪問し、ヒアリング等を行い、経営診断報告書を作成し、活用できる施策などの提案により課題解決を行う事業。

・「経営変革アシストプログラム」 ※経営計画＝事業計画

東京都の補助事業で企業診断と経営計画書の策定、実行支援をパッケージした東京都商工会連合会が運営する事業。中小企業診断士等の専門家と経営指導員が連携して事業所を最高 10 回訪問し、ヒアリングや決算書等から事業分析を行い、3～5 年の経営計画を策定し、実行の支援を行う事業。

・「小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）」

日本政策金融公庫国民生活事業と商工会が連携して、小規模事業者に対して経営改善を目的とする資金を無担保・無保証人・低利で貸し付ける融資制度。商工会が原則として 6 ヶ月以上経営指導を受けている小規模事業者の経営状況等を記載した融資推薦書を作成して、日本政策金融公庫に融資を推薦し、資金調達を行う。

・「小規模事業者持続化補助金」

国の補助金事業。新規販路開拓等を目指す小規模事業者が商工会・商工会議所の助言を受けながら事業計画書を作成し、1 年以内に実施する新規販路開拓等に対して補助金を受けられる制度。

・「専門家派遣事業」

東京都の補助事業。東京都商工会連合会が運営している。小規模事業者等の経営課題の解決のため中小企業診断士等の専門家が経営指導員と連携し、事業所を訪問して、課題解決を図る制度。年 3 回まで無料で利用することが出来る。

(2) 経営発達支援事業の内容

I. 経営発達支援事業の内容

1. 地域の経済動向調査に関すること【指針③】

〈現状〉

地域の経済動向の把握については、個々の経営指導員が巡回・窓口支援時に支援事業者に対して売上状況や利益状況、取引状況などのヒアリングを行い、個々の経営指導員が主観的な地域の経済動向として支援事業者に情報提供が行われていた。

行政や金融機関等において実施され、公表されている地域の経済動向の情報については、小規模事業者への情報提供などの活用が出来ていない。

〈経営発達支援事業で取り組む内容〉

地域の経済動向について客観的に把握するため行政や金融機関等において実施され、公表されている地域の経済動向の調査結果について整理・分析を行い、地域の産業構造の変化や商圏人口の推移、年齢構成、企業の業況、需要動向などについて地域の経済動向の現況を把握するとともに、将来の予測を行い、分かり易く取りまとめ巡回・窓口支援時に支援ツールとして活用する。

また、地域小規模事業者の経済動向の確認のためヒアリングによる景況調査を実施し、整理・分析を行い、現況を把握するとともに、将来の予測を行い、分かり易く取りまとめ巡回・窓口支援時に支援ツールとして活用する。

〈事業内容〉

- ① 行政や金融機関等が公開している RESAS（地域経済分析システム）や経済センサス、地域経済動向調査結果の整理・分析を行い、地域の経済動向を把握し、分かり易く取りまとめ巡回・窓口支援時の支援ツールとして活用する
- ② 商業（小売業・飲食業・サービス業）10、製造業 3、建設業 5 の事業所に四半期ごとに、業況（売上・仕入・利益・販管費の動向）、需要動向、経営上の問題点、商工会への支援要望の項目に関するアンケート調査を実施し、整理・分析を行い、分かり易く取りまとめ巡回・窓口支援時に支援ツールとして活用する。
- ③ 上記①②で分かり易くまとめたレポートを商工会職員で共有する。また、小規模事業者がいつでも閲覧できるように商工会HPに公開する。
- ④ 上記①②で分かり易くまとめたレポートは、小規模事業者の事業計画書策定支援などに活用する。

〈目標〉

地域の経済動向の情報収集・整理・分析を行い、四半期に一度地域経済動向として分かり易く取りまとめ地域経済動向として公表するとともに小規模事業者支援時に活用することで、事業計画書の策定につなげ小規模事業者の持続的な発展に役立てることを目標とする。

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域経済動向公表	0	4	4	4	4	4

2. 経営状況の分析に関すること【指針①】

〈現状〉

小規模事業者の経営状況の分析を行うために巡回・窓口支援や各種セミナーの開催などを実施し、経営状況分析に取り組む小規模事業者の掘り起こしを行っている。

主な経営状況の分析の項目としては、過去 2 期分の決算に基づく損益計算書・貸借対照表、商品・サービス、マーケティング、組織・人材、財務、顧客管理などである。小規模事業者の経営状況の分析を行う施策としては、「経営課題解決支援事業」や「経営変革アシストプログラム事業」、「小規模事業者経営改善資金融資」、「小規模事業者持続化補助金」などを活用して実施している。

小規模事業者は、経営分析の基本である SWOT 分析（「強み」「弱み」「機会」「脅威」）、売上構成比等の ABC 分析などの経営分析を行うことで問題点や課題などに気付き、また、診断報告書などの形で文書化することにより経営課題等の見える化につながり、その課題解決に向けての対応策が具体的となり、経営改善の第一歩を踏み出せる。

〈経営発達支援事業で取り組む内容〉

経営分析については、経営指導員と専門家が一体となって小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術ノウハウ、従業員等の経営資源の内容、財務の内容その他の経営状況の分析を行う。その分析結果に基づき、地域の経済動向や需要を見据えた事業計画書の策定に取り組むように伴走型支援を行う。

〈事業内容〉

- ① 巡回・窓口相談による経営分析に取り組む小規模事業者の掘り起し。
- ② 経営・税務・金融など各種セミナー等の開催による経営分析に取り組む小規模事業者の掘り起し。
- ③ 「経営課題解決支援事業」「小規模事業者経営改善資金融資」「小規模事業者持続化補助金」などの施策の情報周知による経営分析に取り組む小規模事業者の掘り起し。
- ④ 上記①～③により小規模事業者の掘り起しを行い、「経営課題解決支援事業」などの施策を活用して経営分析を実施する。
- ⑤ 経営分析と商品・役務の需要動向などを基に事業計画書の策定につなげる。
- ⑥ 経営分析の結果、必要に応じて販路開拓のための展示会等への出展斡旋などの支援を行う。

〈目標〉

経営分析に取り組む小規模事業者の掘り起こしを行い、年間 23 事業所以上の経営分析を実施し、今後 5 年間で 100 事業所の事業計画書策定を実施する。

支援内容	現状	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
巡回訪問件数	567	720	735	750	765	780
巡回訪問事業所数	203	230	235	240	245	250
セミナー開催回数	42	43	43	43	43	43
経営分析件数	19	23	26	29	32	35

※現状については、平成 26 年度実績

※巡回訪問件数については、周知・広報活動のみの巡回は含めていない。

3. 事業計画書策定支援に関すること【指針②】

〈現況〉

小規模事業者の経営改善普及事業の一環として「経営変革アシストプログラム」「小規模事業者持続化補助金」「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」「創業補助金」の利用時に事業計画書の作成支援を行っている。

〈経営発達支援事業で取り組む内容〉

現況の事業計画書作成支援の他に、巡回・窓口支援やセミナーを通じて、事業計画策定の重要性を周知し、地域の経済動向調査や経営状況を分析を踏まえて、小規模事業者の持続的発展のための事業計画書策定の支援を行う。

小規模事業者の事業計画書策定においては、経営状況を分析して事業所の強みと弱みに気づき、需要動向を把握して機会と脅威を知り、事業所の強みと外部環境の機会をミックスし、消費者ニーズとも絡ませながら事業計画書を策定し、実施することが重要である。

支援に際しては、必要に応じて東京都商工会連合会や地域金融機関などと連携しながら事業計画書策定から実行まで伴走型支援を行い、専門的な課題等については、専門家派遣事業などを活用して問題の解決や新たな販路開拓の取組みなどを提案し、実

施可能な事業計画策定を丁寧な支援を実施する。

事業計画書策定支援を行っている中で、経営革新につながるシーズがあった場合、東京都商工会連合会などと連携して、経営革新認定につなげ、更なる経営力の向上を図る。

また、創業予定者や第2創業（経営革新）、事業承継の相談においても地域の経済動向調査の情報提供や取り扱う商品・サービス等の需要動向の情報提供を行い、事業計画書策定から実行までの伴走型支援を行い、持続的発展に寄与する。

〈事業内容〉

- ① 地域経済動向の情報提供を行った小規模事業者を対象に事業計画書策定を目指す事業者の掘り起こしを行う。
- ② 経営状況の分析を行った小規模事業者を対象に事業計画書策定を目指す事業者の掘り起こしを行う。
- ③ 巡回・窓口相談時に経営の課題解決や経営の向上に興味を持った小規模事業者を対象に事業計画書策定を目指す小規模事業者の掘り起こしを行う。
- ④ 経営の課題解決や経営の向上、持続化補助金などの補助事業の申請には、事業計画書策定が必要であることから訴求するセミナー等の開催により事業計画書策定を目指す小規模事業者の掘り起こしを行う。
- ⑤ 上記①～④により事業計画書策定に取り組む小規模事業者に対して、策定から実施まで経営指導員が伴走型支援を行う。なお、専門的な知識が必要な小規模事業者支援については、東京都商工会連合会などの支援機関と連携して専門家派遣事業などを活用して、小規模事業者と専門家をつなぐコーディネーターとして事業計画書策定から実施まで伴走型支援を行う。
- ⑥ 事業計画書策定支援中に、経営革新につながるシーズがあった場合、東京都商工会連合会などの支援機関と連携して経営革新認定を目指す。
- ⑦ 創業予定者や第2創業（経営革新）、事業承継の相談時には、地域の経済動向調査に関する情報提供や取り扱う商品・サービス等の需要動向調査に関する情報提供を行い、事業計画書策定から実施まで経営指導員が伴走型支援を行う。
- ⑧ 福生市や東京都商工会連合会、他の支援機関が行う創業塾や経営革新研修の参加を相談者に促し、創業希望者や第2創業、事業承継者の知識向上を図り、事業計画書策定の支援を行う。
- ⑨ 福生市が産業競争力強化法に基づく認定を受けており、創業支援計画の中で当会が行う個別相談が特定創業支援事業となっている。創業者の個別相談を通じて事業計画策定の支援を行う。

〈目標〉

5年間で小規模事業者の事業計画書策定 100 事業所

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
セミナー等開催回数	0	2	2	2	2	2
事業計画書策定事業者数	4	12	16	20	24	28

※現状については、平成26年度実績

5年間で創業事業者 50 事業所、第2創業（経営革新）・事業承継支援 10 事業所

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
創業支援者数	16	25	25	25	25	25
創業者数	4	10	10	10	10	10
第2創業（経営革新）・事業承継支援者数	0	1	2	2	2	3

※現状については、平成26年度実績

※創業者数については、創業支援者全てが直ちに創業を行う計画を有していないケースも多いため4割が創業するものと仮定している。

4. 事業計画書策定後の実施支援に関すること【指針②】

〈現況〉

小規模事業者の事業計画書策定後の支援に関しては、不定期に対象事業所を巡回しており、きめ細かな実施支援やフォローアップが行えていない。

〈経営発達支援事業で取り組む内容〉

小規模事業者が経営課題の解決や経営力の向上のために策定した事業計画が着実に実施できるよう伴走型支援を実施する。

支援内容としては、事業計画の進捗状況の確認、事業計画遂行上の問題点の把握などを行い、今後の取組みや問題点の解決などを支援する。

支援に際しては、必要に応じて東京都商工会連合会や地域金融機関などと連携しながら事業計画書の実施支援を行い、専門的な課題等については、専門家派遣事業などを活用して問題の解決や経営力の向上につなげ事業計画書の実施に向け丁寧にフォローアップを行う。

また、各年度において事業計画書に基づき取り組んだ内容と結果を検証し、必要に応じて事業計画の修正を行い、次年度の取組みがスムーズに行えるようPDCAサイクルの確立を目指し、伴走型支援を実施する。

策定後の実施支援に関しては、事業計画書策定後3年間は、遂行状況の確認等のため四半期に一度、経営指導員による巡回支援を実施し、伴走型支援を行う。

〈事業内容〉

- ① 事業計画書策定後も、事業者が事業計画に基づく経営を実施するために少なくとも四半期に一度は巡回し、進捗状況の確認を行う。事業計画遂行上の問題等が発生した場合には、解決への助言や指導、新たな支援策などのフォローアップを行う。
- ② 事業計画書策定後も巡回指導時に活用できる国や東京都、福生市等の支援施策の提供により、フォローアップを行う。
- ③ 事業計画書策定後、問題点や専門的な課題などが発生した場合、必要に応じて東京都商工会連合会や地域金融機関などと連携し、専門家派遣事業などを活用して問題点や専門的な課題を解消し、事業計画書の実施を支援する。
- ④ 事業計画書策定後、事業遂行上、資金不足が生じた場合には、小規模事業者経営改善資金融資などを活用して資金調達の支援を行う。

〈目標〉

事業計画書策定後、実践する事業のフォローアップを行うことで小規模事業者の持続的発展に寄与する。

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
フォローアップ事業者数	0	23	28	32	36	41

※現状については、平成26年度実績

※フォローアップ事業者数は、事業計画書策定支援者と創業者、第2創業支援者を合算して算出。

5. 需要動向調査に関すること【指針③】

〈現状〉

小規模事業者が取り扱う商品・役務の需要動向調査については、各種施策を利用した中小企業診断士等の専門家が個別案件ごとに情報提供を行っている。

〈経営発達支援事業で取り組む内容〉

小規模事業者が取り扱う商品・役務の需要動向について、日本経済新聞や日経 MJ などのマスメディアを活用して消費者ニーズ等の情報収集を行う。

また、各種の業界団体が作成し公表している商品別、役務別の売上動向調査や日経テレコムなどの商品売上調査の情報収集を行い、小規模事業者が取り扱っている商品やサービスの需要動向を把握する。

小規模事業者が取り扱っている商品やサービスの需要動向とともに消費者が求める商品やサービス等の情報収集を行い、把握することで販路開拓や新商品の開発、仕入・適正在庫などの検討材料とすることでデータに裏付けされた、きめ細やかな事業計画書の策定が行える。

〈事業内容〉

- ① 小規模事業者が取り扱っている商品・役務の需要動向や消費者ニーズなどを日経 MJ や日経テレコムなどで情報収集を行い、小規模事業者へフィードバックし、事業計画書策定時に役立てる。
- ② 事業計画書策定支援時に新たな販路開拓や新商品の開発などの裏付けデータとして活用する。
- ③ 創業予定者の支援時には、取り扱う商品・役務の需要動向・消費者ニーズ等の情報提供し、事業計画書策定支援に活用する。
- ④ 第2創業（経営革新）、事業承継の支援時には、消費者ニーズ等の情報提供を行い、販路開拓支援や事業計画書策定支援に活用する。

〈目標〉

需要動向に関する情報収集を行い、情報提供することで小規模事業者が取り扱う商品の販路開拓やサービスの改善、新商品の開発など小規模事業者の持続的な発展に寄与する。

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】

〈現況〉

小規模事業者の新たな需要の開拓に寄与する販路開拓支援事業としては、経営力向上支援事業や経営変革アシストプログラムなどの施策を活用した小規模事業者等に対して、東京都商工会連合会の実施する展示会や多摩地区の商工会等で実施している「たま工業交流展」、地域の信用金庫が実施している「東京発！物産・逸品見本市」、民

間が実施している「ギフトショー」などへの出展を促している。

小規模事業者の積極的な展示会等への出展による販路開拓を促すため福生市と連携して展示会等出展助成事業を実施している。限られた経営資源で事業を行っている小規模事業者にとっては、出展料負担軽減の効果や大企業バイヤーとの接触による新規取引先確保・機会として効果をあげている。

〈経営発達支援事業で取り組む内容〉

経営発達支援事業実施にあたっては、東京都という地理的条件を鑑みると小規模事業者の販路開拓支援を目的とした展示会等の開催が多数開催され、展示会等の規模やバイヤーの来訪、新規取引先の来場など内容が充実している。従って、事業計画書を策定した小規模事業者の販路開拓を支援するための有効な手段としては、東京都商工会連合会や地域金融機関（主に信用金庫）等の主催する展示会や商談会への更なる出展参加を促進する。併せて、展示会等での新商品などのプレゼンテーション方法の確立や出展後の営業活動等について、東京都商工会連合会と連携して中小企業診断士等の専門家派遣事業の活用や専門家を講師とするセミナー等を開催することで新たな販路開拓の確率を上げ、売上を伸ばし、利益の増加を支援する。

また、小規模事業者が取り扱う商品・役務によっては、事業所独自のホームページの活用やソーシャルメディア等、ITの活用方法を専門家派遣事業の活用や専門家を講師とするセミナー等を開催することで小規模事業者に気付きを与え、売上を伸ばし、利益を増加させることを目的に支援を行う。

当会が経営発達支援計画の認定を受けられた場合、事業計画書策定を支援した小規模事業者に対して日本政策金融公庫が取り扱う小規模事業者経営発達支援融資制度を活用し、事業の持続的発展のために取り組む資金として活用する。

〈事業内容〉

- ① 東京都商工会連合会や地域金融機関等と連携して、東京都区部・多摩地域で開催される展示会等を活用し、販路開拓支援を行う。
- ② 展示会等の出展にあたり専門家派遣事業等を活用して効果的な商品等の展示方法やプレゼンテーションの方法など展示会等を最大限に活用する出展支援を行う。
- ③ 展示会等の出展後、展示会等で得た情報の分析・活用方法など専門家派遣事業等を活用して販路拡大を支援する。
- ④ 展示会等への出展後、6ヶ月程度の期間で出展効果などを検証し、更なる出展効果を高めるため販路開拓のPDCAサイクルの確立を図る。
- ⑤ 展示会等への出展後も事業計画に活用できる国や東京都、福生市等の支援施策の情報提供によりフォローアップを行う。
- ⑥ 小規模事業者が取り扱う商品・役務によっては、事業所独自のホームページの活用やソーシャルメディア等、ITの活用方法を専門家派遣事業等を活用して支援する。
- ⑦ 事業計画書を策定した小規模事業者に対して、事業の持続的発展のために取り組むための資金調達として日本政策金融公庫の小規模事業者経営発達支援融資制度を活用する。

〈目標〉

事業計画書策定事業所に対して伴走型支援を行い、展示会等への出展斡旋件数と斡旋事業者数を5年間で倍増させる。

事業計画書策定事業所に対して、販路開拓等で資金が必要となった場合、小規模事業者経営発達支援融資制度を活用して5年間で10事業所の支援を行う。

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
展示会・商談会等斡旋回数	7	9	9	11	12	14
斡旋事業者数	5	7	7	9	10	12
セミナー等開催回数	0	1	1	1	1	1
小規模事業者経営発達支援融資制度件数	0	2	3	4	5	6

※現状については、平成 26 年度実績

II. 地域経済の活性化に資する取り組み

1. 地域活性化事業

平成 25 年度より福生市、東京都、関東経済産業局地域経済部地域振興課、地域金融機関、観光協会、税理士会等がメンバーとなった福生地域産業振興懇談会を立ち上げ、観光資源の発掘や地域のブランド化など行政や支援機関等と連携することで新たな視点での今後の地域経済活性化の方向性を検討する場としている。

地域経済活性化のイベント事業としては、3つのイベント事業を実施している。一つ目は、戦後から始まり 65 回の歴史を持つ地域産業資源の観光資源と認定されている「福生七夕まつり」を福生市と連携して運営し、福生駅西口駅前及び銀座通りを中心に商業の活性化を図っている。二つ目は、同じく地域産業資源の観光資源として認定されている米軍横田基地前のベースサイドストリートである国道 16 号沿いを会場とした「インターナショナルフェア」を国道 16 号沿いの二つの商店街（福生武蔵野振興組合、横田商栄会）と連携・開催し、商店街振興を図っている。三つ目は、福生市内の産業振興を目的に商工会員を対象に「産業祭」を開催している。以上のイベントを運営・開催することで小規模事業者の事業機会を創出するとともに地域経済の活性化を図っている。

また、平成 22 年度には「地域資源∞全国展開プロジェクト」補助金（中小企業庁）を活用して、福生市と地域のパン屋や飲食店と連携して、ご当地グルメである「福生ドッグ」の開発を行った。「福生ドッグ」の開発に際しては、この地域の地場産業であるハムメーカー2社を活用し、「地産地消」の観点から地域産業資源の農林水産物であるTOKYO Xを使用したソーセージを使用することなどを条件に商品開発を行った。「福生ドッグ」は、福生市内の取り扱い店舗で提供し、地域内へ新たな消費者（観光客）を呼び込むことで事業機会の創出と地域経済の活性化を目的に行った事業である。現在は、10 事業所が個性を活かした多種多様な福生ドッグを提供しており、当会としては周辺地域のイベント情報を提供し、個店での出店を促し、福生ドッグの知名度を上げるとともに、販路開拓の支援を行っている。

また、福生ドッグのマスコミ取材の対応窓口にもなっており、福生市と連携してマスコミからの取材要請に対して取扱店に情報を提供するだけでなく、取材時には、福生ドッグの情報発信に関するアドバイスや魅力ある福生の地域情報の提供なども行っている。

〈事業内容〉

- ① 福生市、東京都、関東経済産業局地域経済部地域振興課、地域金融機関、東京都商工会連合会や地域金融機関、観光協会、税理士会等がメンバーとなった福生地域産業振興懇談会を立ち上げており年 2 回の会議を開催し、今後の地域経済活性化の方向性を検討している。検討した内容については、福生市などに意見・具申を行い地域経済の活性化を図る。

- ② 福生駅西口駅前及び銀座通りを中心に商業活性化を図る「福生七夕まつり」を福生市と連携して運営する。
- ③ 米軍横田基地のある街の国道 16 号沿いの商店街振興を図る「インターナショナルフェア」を福生市及び地元商店街、福生・横田交流クラブ、福生市観光協会などと連携して開催する。
- ④ 福生市の産業全体の振興を図る「産業祭」を福生市と連携して開催する。
- ⑤ ご当地グルメ「福生ドッグ」の販路開拓として周辺地域でのイベント情報の提供や出店斡旋、販売促進支援、マスコミ等への情報発信を行う。

〈目標〉

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域産業振興懇談会開催回数	1	2	2	2	2	2
イベント開催回数	3	3	3	3	3	3
イベント出店者数	40	50	50	50	50	50
イベント来場者数	22,500	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
福生ドッグ取扱店数	10	12	13	14	15	16
福生ドッグイベント出店数	24	25	26	27	28	29

※現状については、平成 26 年度実績

※イベント出店者数については、イベント出店募集に応じて出店した数を掲載している。また、福生七夕まつりの場合、市民模擬店が出店者数となるため除外している。

Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

西多摩地区 5 商工会の経営指導員を対象にした「東京都商工会職員協議会経営指導員部会第 4 支部研修」において、支援ノウハウ、支援の現状、支援成功事例などについて意見交換や質疑応答などを行う情報交換会を年 2 回以上開催し、支援ノウハウなどの蓄積を行い、支援能力の向上を図る。

また、各商工会地域の経済動向の情報交換を行う機会としても上記の情報交換会を活用して周辺地域の経済動向を把握して、地域の小規模事業者へ周辺地域の経済動向の情報としてフィードバックし、支援に役立てる。

2. 経営指導員等の資質向上等に関すること

東京都商工会連合会が主催する研修の参加に加え、中小企業基盤整備機構が実施する「経営指導員向けセミナー」「事業承継セミナー」などへ積極的に参加する。中小企業大学校の主催する研修に経営指導員が年 1 回以上必ず参加することで、経営分析や事業計画書に基づく売上の増加や利益を確保することを重視した知識の習得や経営支援の手法を習得し、支援能力の資質向上を図る。

各種研修会に参加した経営指導員に参加した講習会の要点を発表する「発表会」を設けて経営指導員だけでなく、記帳相談員、業務支援員も参加して組織内で支援ノウハウの共有化を図ることで職員全体の資質向上を図る。

経営発達支援事業でも記載した中小企業診断士等の専門家との支援事業所への連携を通して、専門家のヒアリング方法や経営分析のプロセス、診断報告書の作成方法等を肌で感じ、現場での支援方法を吸収することで資質向上を図る。

内部的には、月に一度、経営指導員会議を開催して支援状況や支援結果等、情報を共有して、支援能力の向上を図る。

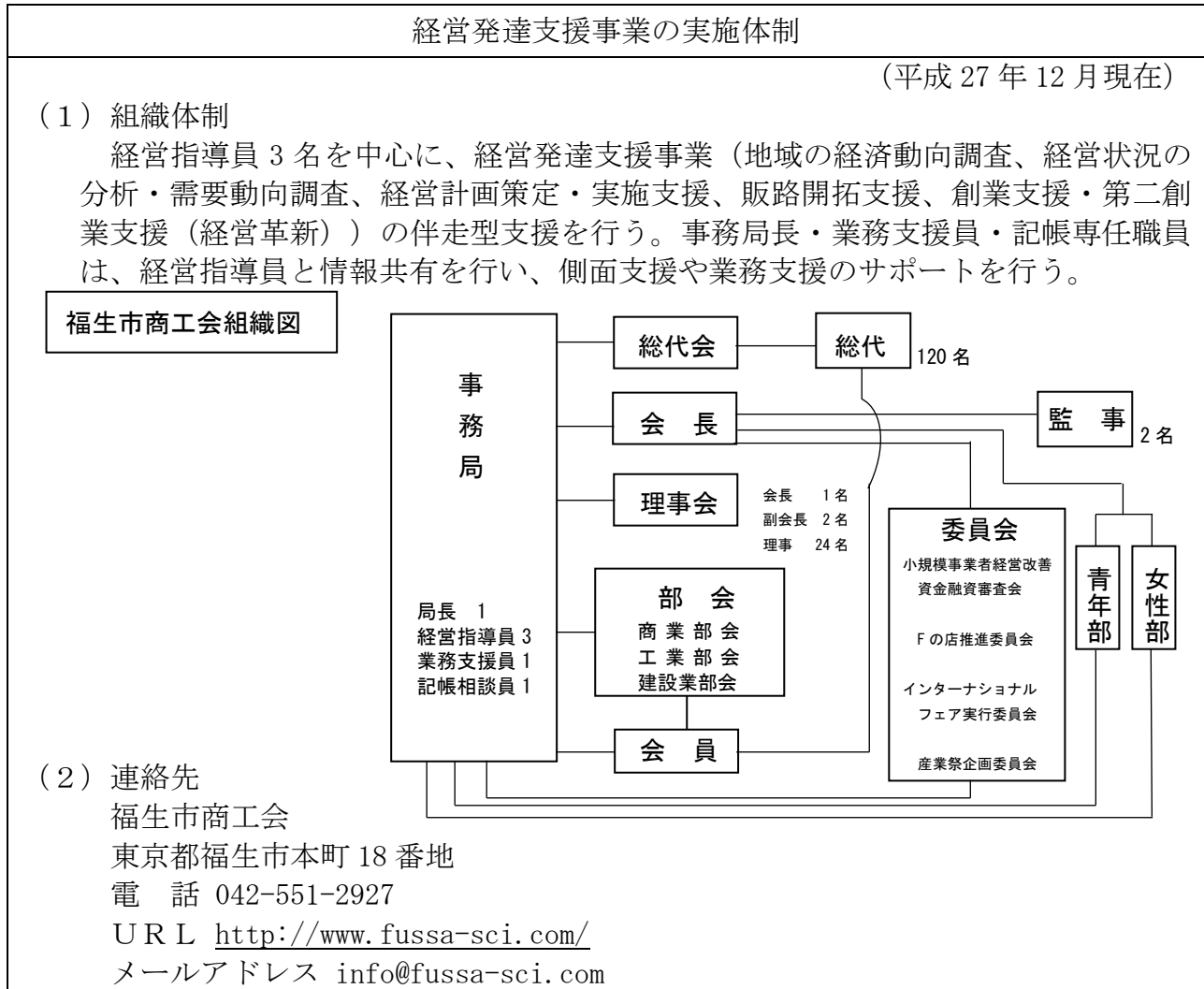
若手職員や人事交流により異動してきた職員には、必要に応じて支援事業所に先輩経営指導員と同行させ、支援現場での支援方法について学ぶ場を作る。

3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

毎年度、本計画記載の事業の実施状況及び成果について、以下の方法により評価・検証を行う。

- ① 中小企業診断士（外部有識者）、福生市等の行政関係者（外部有識者）、商工会理事などで構成する経営発達計画委員会を設置し、事業の実施状況、成果の評価・見直しなどを行う。
- ② 事業の成果・評価・見直しについては、福生市商工会理事会へ報告を行い、承認を受ける。
- ③ 事業の成果・評価・見直しの結果については、福生市商工会ホームページで計画期間中公表する。

経営発達支援事業の実施体制



(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
必要な資金の額	43,400	44,400	45,400	46,400	47,400
経営相談事務費	33,500	34,500	35,500	36,500	37,500
講習会開催費	800	800	800	800	800
研修費	100	100	100	100	100
地域活性化事業費	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法	
国補助金、都補助金、市補助金、会費	

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携する内容

- ・地域の経済動向調査
- ・経営状況の分析
- ・事業計画書策定支援
- ・創業支援
- ・第二創業（経営革新）支援
- ・事業計画書策定後の実施支援
- ・小規模事業者の新たな需要の開拓
- ・地域活性化事業
- ・経営指導員等の資質向上
- ・事業の評価及び見直しをするための仕組み

連携者

- ・東京都（各種調査データの提供、小規模事業者向け施策実施、施策情報の提供）
知事 舛添要一
東京都新宿区西新宿 2-8-1
03-5321-1111
- ・福生市（地域情報交換、創業支援、地域活性化事業、事業の評価及び見直し）
市長 加藤育男
東京都福生市本町 5
042-551-1511
- ・東京都商工会連合会（地域経済動向調査、中小企業診断士等の専門家派遣、展示会等主催、創業塾・第二創業塾主催、各種施策情報・行政情報の提供、経営指導員等の資質向上）
会長 村越政雄
東京都昭島市東町 3-6-1
042-500-1140
- ・独立行政法人 中小企業基盤整備機構（各種施策の提供、先進事例や高度な経営支援ノウハウの情報提供、経営指導員等の資質向上）
理事長 高田坦史
東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門第 37 森ビル
03-3433-8811
- ・日本政策金融公庫（小規模事業者経営改善資金融資、小規模事業者経営発達支援融資制度）
総裁 細川興一
東京都千代田区大手町 1-9-3
03-3270-1361
- ・多摩信用金庫（創業塾主催、展示会等開催、支援認定機関としての連携）
理事長 八木敏郎
東京都立川市曙町 2-8-28
042-526-7728（価値創造事業部）

- ・西武信用金庫（展示会等主催、支援認定機関としての連携）
理事長 落合寛司
東京都中野区中野 2-29-10
03-3384-6111（業務推進企画部）
- ・青梅信用金庫（展示会等主催、支援認定機関としての連携）
理事長 平岡治房
東京都青梅市勝沼 3-65
0428-24-1101（営業推進部）
- ・青梅商工会議所（創業塾主催）
会頭 舘 盛和
東京都青梅市上町 373-1
0428-23-0111

連携者及びその役割

連携する内容 連携機関	地域の経済動向調査	経営状況分析	事業計画書策定支援	創業支援	第二創業（経営革新）支援	事業計画書策定後の実施支援	小規模事業者の新たな需要開拓	地域活性化事業	経営指導員等の資質向上	事業の評価及び見直し
東京都	○					○	○	○		
福生市	○						○	○		○
東京都商工会連合会		○	○	○	○	○	○	○	○	○
中小企業基盤整備機構			○	○	○	○	○		○	
青梅商工会議所				○						
日本政策金融公庫	○					○	○	○		
西武信用金庫							○	○		
多摩信用金庫	○						○	○		
青梅信用金庫							○	○		